

富里町会

会則 & 自主防災組織規約

更新日：2022年3月20日

富里町会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は富里町会と称し、事務所は富里ふるさと会館に置く。(2022年03月20日変更)

(区域)

第2条 本会の区域は、別に定める。

2 区域は、5つの部に分割し、部にはそれぞれ組を置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、安心・安全な町づくりを進めることを目的とする。このため以下のような活動を行う。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡
- (2) 親睦、文化及び体育に関する行事
- (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (4) 防犯・防火並びに生活環境の向上
- (5) 富里ふるさと会館の維持管理
- (6) 他町会及び関係機関との連携協力
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第5条 会費は別に定めるとおり納入しなければならない。

2 納入された会費は、いかなる理由があっても払い戻しはしない。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会届けを会長に提出する。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届けを会長に提出する。

第3章 役 員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 4名以内 会計 2名 部長 5名 サポート部長 1名
女子部長 1名 サポート部・女子部に副部長若干名 監事 2名

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、役員会の定めた順序によって、その任務を代行する。

3 部長は、それぞれの組長を統括し、会務の運営に当たる。

4 サポート部長及び女子部長は、それぞれの部を統括し、会務の運営に当たる。
副部長は部長を補佐する。

5 会計は、本会の会計事務を行う。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、

これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため、必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること
(役員を選任)

第10条 役員は、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

3 会長は、次により選任する。

(1) 会長候補者は、役員任期満了の年の1月末日までに、役員会に届け出る

(2) 会長候補者が2名以上ある場合は、定期総会において、選挙をもって決定する。

その際、役員が選挙に関する一切を管理する

(3) 会長候補者の届出がない場合は、役員会は、会長、副会長、1～5部長、サポート部長及び女子部長で構成する推薦委員会を設置し、ただちに会長候補者の推薦に当たる

(4) 推薦委員会の推薦を受けた会長候補者は、総会で承認を受ける

監事は、会員からの推薦により総会で決定する。

4 副会長、会計は、会長が会員の中から選任する。

5 部長の選出は、各部の任意で決めるも、原則として組長の互選により決定する。

6 サポート部及び女子部は、本人の申告による登録制とし、部長、副部長は各部員の互選により決定する。

(役員等の任期)

第11条 役員、部員の任期は、2年とし、組長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第12条 会長は、総会に諮って、顧問及び相談役を委嘱することができる。

2 顧問及び相談役は、重要な会務について、会長の諮問に応じ、要請あるときは役員会に出席することができる。

第4章 総 会

(総会の開催)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年4月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めたとき

(2) 全会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第9条第6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(総会の機能)

第14条 総会に付議すべき事項は、次のとおりである。

(1) 前年度の事業報告と決算報告

(2) 新年度の事業計画と予算の提案

(3) 役員を選出

(4) 資産及び会費に関すること

(5) 会則の変更、及び改廃

(6) その他重要な事項

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、第13条第2項第1号第2号及び第3号の規定による請求があった場合は、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会員に対し、会議に付すべき事項及びその内容並びに日時、場所を示して、開会の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第19条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

- 2 次の事項については前項の規定にかかわらず、表決権は、世帯単位とする。

- (1) 前年度の事業報告
- (2) 新年度の事業計画
- (3) 役員を選出
- (4) その他通常の事項

(総会の書面表決等)

第20条 止む得ない理由のため総会に出席出来ない会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として、表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第17条、及び第18条の規定の適用については、その会員は出席したものとする。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第23条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第26条 役員会には、第18条、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合、これらの規定中「総会」とあるものは「役員会」と、「会員」とあるものは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費、寄付金による収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第29条 会の資産で、第27条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されてない場合は、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として、収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し監事の監査を受け、毎年4月中に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第34条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、柏市長の許可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第35条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第36条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において、総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第37条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第38条 この会則に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

2 この会則は、2022年4月10日より、本改訂版を施行する。

(経過措置)

3 この会則の施行の前日において富里町会（旧会）の役員である者（第2条に定める区域に住所を有する者に限る）は、この会則にかかわらず、その任期満了までの間、この会則による役員に選任されたものとみなす。

4 この会則の施行の前日において、富里町会（旧会）の会員である第2条に定める区域に住所を有する個人は、第7条第1項の規定にかかわらず、入会申込書の提出を要しないものとする。

5 この会則の運用に伴い、その他必要な経過処置については、役員会の議決を経て定める。

(区域)

6 本会の区域は、富里一丁目～三丁目、若葉町1番～5番、同6番2号、13号、同7番1号、22号～24号、中央二丁目2番、同二丁目9番～11番（公務員住宅を除く）、泉町1番22号、25号、同6番36号～41号、同10番2号、3号、13号～22号、同11番、同16番1号～9号、18号～30号、同17番、旭町二丁目10番30号、同五丁目5番19号とする。

(会費)

7 第5条の会費に関すること

会費は1世帯月額200円とし、上半期を4月、下半期を10月に納入しなければならない。

(弔慰金)

8 本会会員あるいは家族が死亡したとき、ご香料5,000円でもって弔意を表明する。

(平成30年3月21日追記)

富里町会自主防災組織規約

(名称)

第1条 本組織は「富里町会自主防災組織」と称する。

(目的)

第2条 本組織は地域住民と関係機関の協力により非常災害発生時の被害軽減をはかるとともに、被害者救済活動を速やかに行なうことを目的とする。

(本部)

第3条 本部所在地は富里ふるさと会館におく。

(構成)

第4条 本組織は、富里町会内住民で構成される。

(組織)

第5条 本組織は、富里町会組織が兼務する。

本部長に町会長、副本部長に副会長、地区部長に1～5部長、地区班長に各部組長が兼務する。
緊急時には副部長、地区部長、各地区班長を増員することができる。

第6条 本部長は、富里自主防災組織を統括する。

副本部長は、本部長を補佐し、緊急時には代行することができる。
地区部長は、各地区班長を統括し本部と緊密な連絡を保持する。
地区班長は、班員を掌握し地区部長に連絡する。

(活動)

第7条 1. 防災に関する知識の普及

2. 火災予防運動

3. 防災訓練

4. 地震、火災、水害などの非常災害に対し情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの関係機関と連携し速やかに行なう。

5. 防災資材の備蓄

6. その他防災組織の目的を達成するための諸活動

(任務)

第8条 本部長は、行政連絡、情報の収集、防災全般の統括、指揮。

第9条 副本部長は、本部長を補佐するとともに、防災、避難、救出、救援、救護の任にあたる。
会計は給食、給水などの任に当たる。

第10条 地区部長は、担当地域の状況を把握し、本部と協力して初期消火活動及び避難誘導、防火、救出、救援、救護に当たる。

第11条 班長は、班内および周辺の状態を把握し、地区部長と協力して初期消火活動および避難誘導、防火、救出、救援、救護に当たる。

(総会)

第12条 富里自主防災組織総会は町会総会をもつて当てる。

第13条 総会では規約制定、改正、防災計画作成に関し提出された諸議案、事業計画、予算、決算、監査報告などを審議、承認を受ける。

(部長会)

第14条 部長会は本部長、副本部長、会計、地区部長で構成され、町会役員会にひき続き行なう。

(運営費)

第15条 運営費は市助成金および町会からの補助金を当てる。

(監査)

第16条 監査は毎年1回、町会会計監査が行なう。ただし必要があるときは臨時に行なうことができる。

(規約改正)

第17条 規約の追加、改正などは総会で審議、出席者の過半数を超える賛成が必要である。

付 則

第1条 本規約は平成9年10月1日から実施する。

第2条 2022年4月10日より、本改訂版を施行する。